

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋地下1階ケーブルトレイにおいて、トレイ部品及び貫通部処理に不良が認められたため、当該部を補修。	D	
2	1号機	富岡線1・2号主変圧器中性点オシロ装置測定試験時、オシロ用紙プリントアウト装置に不具合が認められたため、当該装置を点検。	D	
3	1号機	固定子冷却水導電率記録計において、緑ペン(固定子冷却水出口)インク切れによる欠測を確認したため、当該ペンを交換。	D	
4	1号機	コントロール建屋1号中央制御室吸気加熱器において、管末ドレントラップに不具合が認められたため、当該ドレントラップを点検。	D	
5	2号機	取水設備トラベリングスクリーン(B)洗浄水配管において、配管から漏えいが認められたため、当該箇所を点検・修理。	D	
6	2号機	平均出力領域モニタチャンネル(F)記録計において、指示に変動(ハンチング)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
7	3号機	不燃廃棄物のドラム缶圧縮詰め作業時、プレス機の押盤とカバー間に廃棄物(塩化ビニール)の噛み込みが認められたため、廃棄物を取り除こうとしてプレス機の押盤を下降したところ、ドラム缶上部と押盤が接触し変形したため、対応を検討。	C	
8	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)低圧蒸気止め弁開度指示計において、指示ずれが認められたため、当該計器を点検・調整。	D	
9	3号機	4号機定期検査作業(直流125V(A)系電源停止)時、電源停止による換気空調系中央制御室ブースターファン(A)の起動信号が発生し、当該ファンが起動したため、対応を検討。	C	
10	3号機	漏えい検出系盤各所蒸気漏えい温度記録計の指示において、主蒸気管区域換気入口温度の指示値が低いことが認められたため、当該温度計を点検。	D	
11	4号機	第2給水加熱器ドレン冷却器(B)伝熱管点検時、管内面(1本)に傷が認められたため、当該管に閉止栓を取付。	D	
12	4号機	残留熱除去冷却系熱交換器(C)淡水置換入口弁点検時、弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	残留熱除去系格納容器スプレイ弁(外側)点検時、弁体に当たり面不良が認められたため、弁体を交換。	D	
14	4号機	漏えい検出系計装電源装置用ノーヒューズブレーカーにおいて、動作不良(投入不能)が認められたため、当該品を取替。	D	
15	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)高圧蒸気入口ドレン水位ブロー弁点検時、弁体内部(グランド部)パッキン受け輪の損傷が認められたため、当該部を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353